

浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務委託仕様書

1 業務名称

浜田市人材還流による移住促進事業企画運営業務

2 業務の目的

本委託業務は、コロナ禍を経て都市部への人口流出が再び加速する現状において、島根県内の学校を卒業した者又は地方に興味関心を持つ都市部在住の者（以下「若者等」という。）を対象に、浜田市への人材還流及び定着を図ることを目的とする。

そのために、若者等と浜田市の関わりしを創出し、都市部に居ながら浜田市と関わり続ける者の増加及び自身の価値観の実現のために本市を移住先として選択する可能性を見出す取組として、地域おこし協力隊インターン制度を活用した市内滞在型プログラム（以下「プログラム」という。）を構築することにより、関係人口の拡大と移住者の増加を図ることを目的とする。

本業務においては、これらの点に十分留意しながら、浜田市人材還流による移住促進事業の実施に向けて、企画及び運営に関する業務を提案することとする。

3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務に要する費用（事業費限度額）

9,900,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 業務内容

この業務内容について、必要と思われる概ねの事項を次のとおり示すので、公募型プロポーザルの実施において決定した受注者の企画提案により調整することとする。

(1) プログラムの企画

ア 若者等が参加したくなるような魅力のあるプログラムを企画すること。

イ プログラムの企画にあたっては、可能な限り、浜田市の 5 つの地域（浜田、金城、旭、弥栄、三隅）の魅力が体験できる内容とすること。

ウ 企画後からプログラム実施日までの間に、内容を精査・ブラッシュアップし、当該プログラムの魅力を最大限に高めること。

(2) 参加者の募集

ア 参加者数については、30人以上を目安とすること。

イ 参加者の募集にあたっては、参加者募集のチラシの作成及び配布を行うとともに、WEBやSNS等を活用し、若者等に対して効果的なPRを行うことによって、募集人員の確保に努めること。なお、PRに用いる媒体や想定するチラシの配布先等について、企画提案書に明示すること。

(3) プログラムの運営

ア プログラムを円滑に実施するための体制を整備すること。

イ 参加者が、SNS等をつうじて情報発信ができるよう、必要な配慮を行うこと。

ウ 事故等の防止に最大限努め、万一事故等が発生した場合は直ちに市に報告すること。

(4) アンケート調査

ア プログラムの参加者等を対象に、アンケート調査を実施し、事業の成果及び効果の測定を行うこと。

イ アンケートの設問項目及び実施方法等については、市と事前に協議すること。

ウ 当該調査結果は、「7 成果品の提出」の規定によらず、速やかに市に報告すること。

(5) 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に規定する地域おこし協力隊インターン制度が活用できる事業とすること。

6 資料等の貸与

当該業務を実施するにあたり、市が所有する資料が必要となる場合、協議の上、随時貸与する。

7 成果品の提出

プログラム終了後1か月以内または令和8年3月31日までのいずれか早い日までに、データ及び紙媒体にて実績報告書及び参加者名簿を提出し、業務終了後には「5 業務内容」全体を通した実績報告書を、次の形式により市に提出すること。提出時には、市担当職員に対し、内容の説明を行うこと。

(1) 紙媒体 A4版ファイル綴じ 2部

(2) 電子媒体 上記の電子データ（Word及びExcel形式で編集可能なデータ） 一式

(3) 提出先 浜田市定住関係人口推進課移住定住係

(4) その他

- ア 実績報告書は、図及び写真等を活用するなどし、明確でわかりやすい内容とすること。
- イ 活用した図及び写真等については、市が今後の移住定住施策の取組等において使用するため、別データとして提出すること。
- ウ 写真に参加者等個人が撮影されている等により、肖像権に関し権利者の許諾が必要な場合は、当該許諾をとること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、市から業務の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに当該報告を行わなければならない。
- (4) 受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (7) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。